

免許状再授与の申請方法について
(栄養教諭 適用法令：別表第2の2)

1. 必要書類一覧

	書類	チェック	備考
1	[様式1]教育職員免許状授与願		
2	[様式3]履歴書		
3	[様式4]宣誓書		
4	【専修】修了証書の写し又は修了証明書 【1・2種】卒業証書の写し又は卒業証明書※		
5	学力に関する証明書（厳封のもの）		
6	【2種免申請者】栄養士免許の写し 【1種免申請者】①か②のいずれか ①管理栄養士免許の写し ②管理栄養士養成施設の課程を修了したことを証明するもの＋栄養士免許の写し 【専修免申請者】管理栄養士免許の写し		
7	学士証明書又は修士証明書※		
8	申請学校種の下級免許状の写し又は授与証明書		申請学校種の下級免許状を保有している者のみ
9	戸籍抄本（上記書類と氏名・本籍地を変更している場合）		
10	手数料（3,300円、富山県収入証紙）		
11	返信用封筒（角2号、簡易書留にて郵送分（490円分）の切手を貼付）		個人申請者のみ受け取りに来られる場合は不要
12	失効した免許状原本		紛失した場合は不要 授与証明書での代用はできない
13	在職証明書※		旧免許状所持者のみ

※ 学士証明書又は修士証明書については、上記4にその旨記載があれば提出しなくてよい。

※ 在職証明書は、旧免許状所持者のみ必要です。所持する免許状の有効期限の日（修了確認期限）時点における勤務先からの証明書を提出してください。在職証明書の様式は任意ですが、在職の期間と当時の職名は必ず記載してください。

※上記以外にも申請内容によっては追加で書類の提出を求める場合があります。

申請の省略及び簡略化について

- ・現在教員として勤務している者は、下記表の様式については、次の書類で代用することができます。

様式	代用できる書類
[様式3]履歴書	学校保管の履歴書の写し (最新の職歴まで記載してあるもの)
[様式4]宣誓書	不要

- ・再授与申請を行う免許状が富山県教育委員会から発行されている場合は、以下の書類は省略することができます。

- ・修了（卒業）証書の写し又は修了（卒業）証明書
- ・学力に関する証明書
- ・学士証明書又は修士証明書
- ・[様式2]実務に関する証明書
- ・介護等体験の証明書

※他の都道府県で発行された免許状を富山県で再授与する場合は、書類は省略できません。必要書類をご準備いただくか、発行元の都道府県にお問い合わせください。
※免許状原本を紛失している場合は、書類の省略はできません。

2. 各書類記入にあたっての注意事項

☆各様式は免許状1枚につきそれぞれ1枚必要です。

(1) [様式2] 履歴書について

- ・履歴書は中学校から記載してください。
- ・両面で1枚となる形で提出してください。(貼付不可。両面印刷をしてください。)

(2) 学力に関する証明書について

- ・「学力に関する証明書」は、大学が発行する証明書の1つですが、名称が大学によって異なる場合もあるため、免許状取得のためである旨をはっきりと伝え、取り寄せてください。

☆手数料

- ・富山県収入証紙3,300円分を授与願の所定箇所に貼ってください。

※富山県収入証紙は、収入印紙ではございません。お間違のないよう、ご注意ください。

※富山県収入証紙は、厚生センター、警察署、免許センター等で購入することができます。売りさばき所は下記URLに掲載しておりますのでご確認ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1800/kj00015361.html

※富山県収入証紙が入手不可能な場合には、手数料相当額の郵便小為替を同封してください。

3. 書類提出方法

各様式に添付書類を添えて、郵送又は持参して下さい。(県庁メールカーで送付可)
なお、学校職員は学校を通じて申請して下さい。

(1) 国立、県立、私立学校の職員

申請者→学校長→教職員課

(2) 市町村立学校の職員

申請者→学校長→地教委→教職員課

(3) その他の者

個人申請者→教職員課

※証明書の受取は、申請経路の逆になります。

<書類提出先>

〒930-8501 (住所不要)

富山県教育委員会教職員課企画管理係